

件名	愛媛県国民保護協議会条例
主管課	消防防災安全課危機管理室
根拠法令等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日公布、平成16年9月17日施行)
<p><b>【条例の概要】</b></p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)の施行に伴い、県が作成しなければならない「国民保護計画」の諮問機関となる『国民保護協議会』を設置するため、当該条例を制定する。</p> <p>1 趣旨 国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 委員及び専門委員 委員の定数 40人以内 専門委員の解任 当該専門事項調査終了時</p> <p>3 会長の職務代理 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理</p> <p>4 会議 会長が召集し、議長となる。 議決には、委員の過半数の出席必要 議事は過半数で決し、同数の場合は、議長が決する。</p> <p>5 幹事 幹事の定数 30人以内 幹事 = 委員の属する機関の職員のうちから知事が任命 幹事の役割 委員及び専門委員の補佐</p> <p>6 部会 部会を置くことができる。</p> <p>7 庶務 庶務は、県民環境部において処理</p> <p>8 雑則 必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>協議会の所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の諮問に応じて国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。</li> <li>・重要事項に関し、知事に意見を述べること。</li> </ul> <p>国民保護計画の諮問</p> <p>知事は国民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、協議会に諮問しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。</p> <p>国民保護計画</p> <p>国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。</p> <p>17年度中を目途に作成することとされている。</p> <p>協議会の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長：知事</li> <li>・委員は知事が任命(指定地方行政機関、自衛隊、副知事、教育長、警察本部長、県職員、市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、有識者)</li> <li>・任期2年(再任可)</li> </ul> <p>国民の保護に関する措置</p> <p>避難に関する措置、 救援に関する措置、 被害最小化のための措置</p>	